

## 1 宮城県介護給付適正化取組方針

介護給付適正化計画は、都道府県と保険者（市町村）が介護給付費の適正化に資する事業に戦略的に一体となって取り組むため、国の基本指針等に基づき平成20年から都道府県において事業の考え方や目標を計画として策定することとされたものです。

宮城県では、これまで5期にわたり「宮城県介護給付適正化取組方針」を策定し、「①要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知」の5事業を主要適正化事業として、その推進に取り組んできました。

今回、令和6年度から令和8年度までの3年間を取組期間とする「第6期介護給付適正化取組方針（介護給付適正化計画）」を策定するものです。

## 2 みやぎ高齢者元気プラン（介護保険事業支援計画）における位置づけ

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により介護保険法の一部が改正され、平成30年度からは「介護給付適正化計画」は、基本的に「介護保険事業支援計画」の中で定めるものと規定されました。

「第6期介護給付適正化取組方針（介護給付適正化計画）」についてもこれまでと同様に、「第9期みやぎ高齢者元気プラン（介護保険事業支援計画）」の中で定めるものとします。

第1～3期取組方針 (H20～29)	第4～5期取組方針 (H30～R5)	第6期取組方針 (R6～R8)
<p>それぞれ別に策定し、記載内容の整合性を図る。</p>	<p>高齢者元気プランにおいて策定する。</p>	<p><b>今回</b></p> <p>高齢者元気プランにおいて策定する。</p>

### 3 第6期介護給付適正化取組方針の方向性

第6期においては、国の基本指針が見直される方向性が示されており、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図ることとされています。

そのため、第6期宮城県介護給付適正化取組方針では、見直し予定の国の基本指針等に基づき、「①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、住宅改修等の点検、③縦覧点検・医療情報との突合」の3事業について、主要適正化事業として重点的に取り組むものとします。

出典：全国介護保険担当課長会議資料（R5.7.31）

#### 3. 見直しの方向性

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、給付適正化主要5事業の再編（給付適正化3事業に再編）、実施内容の充実を図る。

事業	見直しの内容	見直し後
要介護認定の適正化	・ 要介護認定の平準化を図る取組を更に進める。	要介護認定の適正化
ケアプランの点検	・ 一本化する。 ・ 国保連からの給付実績帳票を活用し、 <u>費用対効果が期待される帳票に重点化する</u> 。 ・ 小規模保険者等にも配慮し、都道府県の関与を強める。（協議の場で検討）	ケアプランの点検 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査		
医療情報との突合・縦覧点検	・ <u>費用対効果が期待される帳票に重点化する</u> 。 ・ 小規模保険者等にも配慮し、 <u>国保連への委託を進める</u> 。（協議の場で検討）	医療情報との突合 ・ 縦覧点検
介護給付費通知	・ 費用対効果が見えにくいため、主要事業から除外し任意事業とする。	